

## 証券会社の評価について

## 1. 取引証券会社がコンプライアンス基準に抵触したか否かの判断

## (1) 証券会社の検査・監督の権限

証券会社の検査・監督は、金融庁設置法第4条の規定により金融庁(又は金融商品取引法第194条の7の規定により金融庁から委任を受けた証券取引等監視委員会若しくは財務局)(以下「監督官庁」という。)が行うものである。

よって、本財団は、取引証券会社がコンプライアンス基準に抵触したか否かの判断は、監督官庁の当該証券会社に対する行政処分を基準としているところ。

## (2) 金融商品取引法が規定する監督官庁による行政処分の種類(例)

- 業務改善命令(第51条)
- 6ヶ月以内の業務全部停止又は業務一部停止(第52条第1項)
- 金融商品取引業者の登録の取消し(第52条第1項)
- 金融商品取引業者の役員の解任(第52条第2項)

## (3) 監督官庁による行政処分の基準(出所:金融庁ホームページ)

## ① 証券会社の当該行為の重大性・悪質性

- 公益侵害の程度
- 利用者被害の程度
- 行為自体の悪質性
- 当該行為が行われた期間や反復性
- 故意性の有無
- 組織性の有無
- 隠蔽の有無
- 反社会的勢力との関与の有無

## ② 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性等

監督官庁は、上記①②の諸要因を勘案・検討することによって、最終的な行政処分の内容を決定している。勘案・検討要因として、上記①のとおり当該行為の反復性も考慮されている。

## 2. 本財団の取扱い

本財団は、上記1.(1)のとおり、監督官庁の取引証券会社に対して行政処分を行った時点コンプライアンス基準に抵触した起点として、行政処分の内容、回数等にかかわらず、行政処分が業務停止ではなく業務改善命令であったとしても、債券を購入すべき時に購入できない又は売却すべき時に売却できないという機会損失が発生するものの、取引の一時停止の厳格な対応を行うこととしておられるところであり、今後も現行取扱い(下記(1)(2))を継続する。

### (1)取引の一時停止又は中止

#### ○ 取引の一時停止

業務改善命令、業務停止命令等の行政処分により、当該証券会社との取引を事態が解消されたと判断されるまでの一定期間停止することをいう。

#### ○ 取引の中止

登録取消しの場合、以降一切の当該証券会社との取引を行わないことをいう。なお、今まで登録取消しによる取引の中止の事例はない。

### (2)取引の一時停止の場合の取引の再開

本財団は、監督官庁が当該取引証券会社の業務改善報告を受領し、かつ、本財団が当該取引証券会社の責任者から経緯説明を受け、再発防止策が図られていることを確認したときに取引を再開する。

## 3. 他法人における行政処分〔業務改善命令〕に対する取扱い

行政処分や勧告による取引の一時停止等を行っている財団法人は数法人しかなく、取引の一時停止等を行わないのは機会損失が発生するためと推測される。

よって、本財団の取引証券会社への対応は他の財団法人と比べて一段と厳しいものであり、また、年金基金や年金運用を受託している信託銀行等と比べても厳しいものである。

また、取引証券会社や取引証券会社のコンプライアンス違反時の対応を公表している法人はほとんどない。

以上